



鳥取県最低賃金は1時間677円に

事業主には、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらにかかる最低賃金額、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があるの で、会社に確認してください。

最低賃金は1時間あたりの金額で示されて いますが、月給制の場合は月給額を1カ月あたりの平均所定労働時間で割った金額と比較します。例えば、月給が11万5千円で1カ月あたりの平均所定労働時間が170時間の せうださい。

場合には、11万5千円÷170時間=67.6円となり67.6円に満たないので、10月8日以降は最低賃金法違反となります。

最低賃金の計算からは賞与、時間外割増賃金、通勤手当などは除かれるので、月給にこれらが含まれている場合には、これらを引いた金額で計算します。

最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、事業主は労働者に対してその差額の支払いが必要です。

詳しくは鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署まで問い合わせください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 電話0857-29-1705